

## 常勤役員報酬規程

### (総則)

第1条 この規程は、財団法人理工学振興会寄附行為第21条(役員報酬)に関し必要な事項を定める。

### (報酬)

第2条 この法人の常勤役員(常勤の理事をいう。)には報酬を支給する。

2. 報酬の種類は、俸給および通勤手当とする。

### (報酬の支給)

第3条 俸給および通勤手当は、その月の月額的全額を毎月の営業日末日に支給する。

### (俸給)

第4条 俸給の月額は、次のとおりとする。

専務理事 850,000円以内

常務理事 750,000円以内

理事 650,000円以内

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、最も経済的な経路で公共交通機関を利用する場合の1ヶ月通勤用定期乗車券の料金とする。ただし、自動車または自転車を利用する場合は、通勤距離に応じた所得税非課税限度額の金額とする。

### (日割り計算)

第6条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員が退職し、または、解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3. 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の暦日数を基礎として日割りによって計算する。

### (報酬の支払い方法)

第7条 常勤役員への報酬の支払いは、当該役員が指定する銀行口座に振込む方法による。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬からその金額を控除した金額とする。

### (端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### 附則

この規程は、平成15年6月1日より施行する。